

2021年9月15日

各位

株式会社北日本銀行

三行（北日本・岩手・東北銀行）の相続手続共通化について

北日本銀行（頭取 石塚恭路）は、下記のとおり、岩手銀行（頭取 田口幸雄）、東北銀行（頭取 村上尚登）と預金等の相続手続の取扱いを共通化いたしますのでお知らせします。

当行は、今後ともサービス向上に一層努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 共通化の目的

銀行における相続手続は、煩雑であるうえ、銀行ごとに提出する書類や書式に違いがあるため、お客さまのご負担が課題となっております。

こうしたご負担を軽減し、利便性を向上するため、岩手県に本店を置く地方銀行三行（北日本・岩手・東北銀行）の相続手続を共通化します。

2. 共通化の概要

- (1) お客さまにご記入いただく書類の共通化
- (2) お客様からお預かりする書類の共通化

(注) 一部の手続については、各行のお取り扱いが相違するものもございます。また、本件は三行が共同して相続手続を行うものではありません。

3. 共通化開始日

2021年10月1日（金）

以上

[本件に関するお問い合わせ先]

事務システム部(松 村)TEL:070-8848-5201
事務システム部(矢羽々)TEL:070-8848-5188